

平成 28 年 12 月 16 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

鈴 木 邦 彦

厚生労働省「病院・診療所等のスプリンクラー整備状況調査」及び
「平成 28 年度有床診療所等スプリンクラー施設整備事業の事業計画書の提出」について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局地域医療計画課及び医療経理室長より各都道府県衛生主管部(局)宛に、スプリンクラーの整備に関する事務連絡が 2 件発出されるとともに、本会に対しても了知方依頼がありました。

1. 病院・診療所等のスプリンクラー整備状況調査について

本調査は、病院（延床面積が 3000 m²未満の病棟を有するもの）及び有床診療所を対象に、スプリンクラーの整備に関する調査を行い、今後の施策の参考とするものです。

本会といたしましても、既存の建物に対するスプリンクラーの設置期限である平成 37 年 6 月末までの設置意向を把握し、厚生労働省において補助金の確保に努めてもらう必要があると考えております。またスプリンクラーの設置に至らない理由を把握し、対応策を検討することも重要であると考えておりますので、対象医療機関におかれましては、本調査へのご協力をお願い申し上げます。

都道府県から厚生労働省への回答提出の締切は、平成 29 年 1 月 31 日とされています（各都道府県における締切は、都道府県行政にご確認ください）。

2. 平成28年度有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の事業計画書の提出について

平成28年度第2次補正予算において、「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業」の予算が約150億円計上され、今般厚生労働省医政局医療経理室より事業計画書の提出に係る事務連絡が発出されました。

今回より、火災通報装置を新設する場合に、「非常通報装置としての機能を併せ持つものを整備する場合は68千円を加算する」ことが新たに定められております（別添交付要綱参照）。この場合、事業者（医療機関）が所管の消防機関に相談し了解を得る必要があるとともに、非常通報装置としての機能を備えていることが確認できる資料（カタログ等）の添付が必要とのことです。なお、火災通報装置設置の経過措置は平成31年3月末までとなっております。

都道府県から厚生労働省への提出期限は平成29年2月28日とされております（各都道府県における締切は都道府県行政にご確認ください）。

つきましては、貴会におかれましても本会についてご了知賜りますとともに、貴会会員医療機関への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 28 年 12 月 13 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

病院・診療所等のスプリンクラー整備状況調査について（情報提供）

医療政策全般の推進につきましては、平素より格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 25 年 10 月に発生した福岡県福岡市の診療所の火災を受け、当課では「有床診療所等スプリンクラー等施設整備補助金」等にて医療施設におけるスプリンクラー等整備を推進しているところです。

今般、今後の施策の参考とするため、スプリンクラーの整備状況調査を行うこととしており、別添のとおり各都道府県に対して調査依頼をいたしましたので、ご連絡いたします。

担当部局：厚生労働省医政局地域医療計画課
救急・周産期医療等対策室
係名：へき地医療係 中瀬、中村
医療監視専門官 宮崎
電話番号：03-5253-1111 (ex:2551)

事 務 連 絡
平成 28 年 12 月 13 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

病院・診療所等のスプリンクラー整備状況調査について（依頼）

平成 25 年 10 月に発生した福岡県福岡市の診療所の火災を受け、当課では「医療施設における防火・防災安全体制の徹底及び点検について」（平成 25 年 10 月 11 日付け事務連絡）等を発出し、医療施設における防火・防災安全対策に関して再点検の実施及び注意喚起を行い、また、「有床診療所等スプリンクラー等施設整備補助金」にて医療施設におけるスプリンクラー等整備を推進しているところです。

そのため、今後の施策の参考としてスプリンクラーの整備状況の把握にご協力方お願いします。

つきましては、下記により別添調査表を作成のうえ、平成 29 年 1 月 31 日（火）までに提出願います。

記

1. 調査対象

病院（延床面積が 3,000 m²未満の病棟を有するもの）、有床診療所（歯科を含む）及び入所施設を有する助産所

※1 1 病院において複数の病棟を有する場合は、それぞれの棟に区分して計上（ただし、渡り廊下等で接続されている場合は、原則 1 棟として計上）

※2 「有床診療所等スプリンクラー等施設整備補助金」により既にスプリンクラーを整備した医療施設は除く

※3 平成 28 年 4 月 1 日以降に新設した医療施設は除く

2. 調査基準日

平成 29 年 1 月 1 日

3. 提出方法

都道府県において医療機関等へ依頼後、医療機関からの回答を調査様式にそれぞれ取りまとめ、電子データ（Excel ファイル）により当課まで提出願います。

また、集計の関係上、数字データについては半角で入力し、また、医療機関の追加による行の追加以外の調査様式のセルの結合等様式の変更は行わないようお願いします。

4. 提出先

医政局地域医療計画課 : spchousa@mhlw.go.jp

担当部局：厚生労働省医政局地域医療計画課
救急・周産期医療等対策室
係名：へき地医療係 中瀬、中村
医療監視専門官 宮崎
電話番号：03-5253-1111 (ex:2551)

調査表

都道府県名： _____

(別添)

① 医療機関名	② 医療機関の種類 1 病院(延床面積が3,000㎡未満の病棟を有するもの) 2 有床診療所 3 有床歯科診療所 4 助産所	③ スプリンクラーの設置の有無 1 有 2 無	④ 病床区分				⑤ 病床数(床)	⑥ 標榜診療科 1 次の診療科のみを標榜 産科、婦人科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、歯科、肛門外科、泌尿器科、小児科、乳腺外科、形成外科、美容外科 2 「1」以外の診療科を標榜	⑦ 夜間勤務従業員数(人)	⑧ 前年の1日平均入院患者数 1 1人未満 2 1人以上	⑨ スプリンクラー未設置の理由(※平成37年7月以降義務化) 1 今後整備予定 2 設置義務対象外 3 無床化への転換予定 4 閉院予定 5 その他(右記に理由を記載して下さい。)	⑩ 設置予定年度 1 平成29年度 2 平成30年度 3 平成31年度 4 平成32年度 5 平成33年度 6 平成34年度 7 平成35年度 8 平成36年度 9 平成37年度 10 設置年度未定 11 設置予定なし	⑪ スプリンクラー設置予定の延床面積(㎡)	
			一般療養病床	精神病床	結核病床	感染症病床								
(例)	①、⑤、⑦、⑨の「理由」欄及び⑪以外の項目について、プルダウン方式により番号を選択													
〇〇診療所	2	2	○			19	2	1.0	2	1		2	50	
〇〇クリニック	2	1				スプリンクラーを既に設置している場合は、④以降の項目は記載不要								
〇〇産婦人科	2	2	○			14	1	1.0	2	2		11		
〇〇診療所	2	2	○			19	1	1.0	2	5	高齢化等で診療所を継続するか分からない中、処分制限期間のある補助金を活用することに不安がある	10		
△△センター(A棟)	3,000㎡未満の棟が複数ある場合は、それぞれの棟ごとに記載(なお、渡り廊下等により接続されている場合は、原則として1棟として記載)										1		5	250
△△センター(B棟)	1	2	○	○		135	2	5.0	2	1		5	350	

- (記載要領)
- ②複数の病棟を有する病院は、延床面積が3,000㎡未満の棟ごとに記載すること。ただし、渡り廊下等で接続されている場合は、原則1棟として計上すること。
 - ③「スプリンクラーの設置の有無」欄はスプリンクラーを設置している場合は「1」を選択、またスプリンクラーを設置していない及び設置しているが一部未設置の場所がある場合には「2」を選択すること
 - ③「スプリンクラーの設置の有無」欄にて「1」を選択した場合には、④以降の項目は記載不要
 - ④「病床区分」欄は医療法上の許可病床区分に「○」を選択すること
 - ⑥「標榜診療科」欄は13診療科(産科、婦人科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、歯科、肛門外科、泌尿器科、小児科、乳腺外科、形成外科、美容外科)のみを標榜している場合は「1」を選択、13診療科以外を標榜している場合は「2」を選択すること
 - ⑦「夜間勤務従業員数」欄は直近1ヶ月における午前0時時点の平均従業員数(従業員とは常勤・非常勤の別を問わず勤務している者)を記載すること
 - ⑧「前年の1日平均入院患者数」欄は1人未満の場合は「1」を、1人以上の場合は「2」を選択すること
 - ⑨「スプリンクラー未設置の理由」欄が「1 今後整備予定」の場合は、⑩「設置予定年度」欄の「1 平成29年度」～「10 設置年度未定」のいずれかを選択すること
また、同様に「2 設置義務対象外」～「4 閉院予定」の場合は、「11 設置予定なし」を選択すること
 - ⑪「スプリンクラー設置予定の延床面積」欄は、設置予定の全ての延床面積を記載すること(住居部分等、医療機関以外の部分は除く)

- (参考)
- ※スプリンクラー設置義務の対象外施設(消防法施行令より)
- 患者が避難困難でないと考えられる13診療科のみのもの
(産科、婦人科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、皮膚科、歯科、肛門外科、泌尿器科、小児科、乳腺外科、形成外科、美容外科)
 - 延焼を抑制する施設構造を持つもの
 - 夜間においても相当程度の患者の見守り体制(13床当たり職員1名)がある病院
 - 精神病床、感染症病床、結核病床のみの病院
 - 3床以下であるなど入院実態がほとんどない有床診療所

事 務 連 絡
平成28年12月13日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経理室長

平成28年度有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業
（医療施設等施設整備費補助金）の事業計画書の提出について

標記について、平成28年度第2次補正予算が成立したことに伴い、早期執行を図るため事業者からの事業計画等を取りまとめていただきますようお願いします。

なお、事業計画書等の作成に当たっては、下記に留意のうえ提出いただきますよう併せてお願いします。

記

1. 提出資料

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

（医療施設等施設整備費補助金）

- （1） 事業計画総括表（様式1）
- （2） 事業計画書（様式2）
- （3） 参考資料（整備図面・見積書等 ※対象面積・事業費の算出根拠がわかるもの）

2. 提出期限（※×切りは厳守すること）

平成29年2月28日（火）×

※提出にあたっての留意事項

（1）建物整備の補助金等については、特に以下の点に留意すること。

- 医療施設等施設整備費補助金の事業計画の協議に当たっては、「医療施設等施設整備費の国庫補助にかかる協議等について」（平成9年4月30日健

政発第427号関係部局長通知)の内容を十分踏まえ、事業計画書を提出すること。

- 事業の実施に伴い、過去に補助金等を用いて整備した施設等で財産処分を要するものについては、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成20年4月17日医政発第0417001号厚生労働省医政局通知)に基づき所要の手続を行うこと。

- (2) 事業計画策定に当たっては、関係法令、実施要綱、交付要綱等を遵守し、疑義については、事前に下記担当者に協議すること。
- (3) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、「医療施設等施設整備費補助金、医療施設等設備整備費補助金等の消費税及び地方消費税に係る事務処理の適正化について」(平成17年9月20日医政発第0900006号)に基づき所要の手続きを行うこと。
- (4) 政府全体で予算の早期執行に取り組んでおり、一部の都道府県からの遅延が全体の執行スケジュールの遅延となるため、今回お示しした提出期限については厳守して下さい。また、間接補助事業者となり得る管内の医療機関に対してもその旨、周知方お願いいたします。

【担当者】	決算第一係 寺島 (terashima-takahiro@mhlw.go.jp)
-------	--

スプリンクラー等施設整備事業計画書

計画年度	年度
------	----

施設の種別(○をつける)			
有床診療所	病院	有床歯科診療所	助産所(入所施設を有する)
施設名	団体名(開業者)		所在地

1. 整備事業計画概要

整備事業期間	スプリンクラー等施設整備事業期間		
	着工 平成	年 月 日	竣工 平成 年 月 日

2. スプリンクラー施設の整備

※複数棟申請がある場合には棟名ごとに記載(行が不足する場合には適宜行を追加すること)

施設名(棟名)	整備するスプリンクラー等の種別	スプリンクラー整備面積 <small>※小数点第1位四捨五入</small>	対象経費の実支出(予定)額	病床数 (助産所にあつては入所施設のベッド数)	収容人員	延べ床面積(施設(棟)全体)	主な診療科	一日平均入院患者数(直近の報告)	夜間の職員実配置人数	棟の建築構造	内装の仕上げ	消火訓練及び避難訓練の実施回数	避難誘導灯及び避難誘導標識の有無	消火器の有無	自動火災報知設備の有無
	1: 通常型スプリンクラー 2: 水道連結型スプリンクラー 3: パッケージ型自動消火設備	㎡	円	床	人	㎡	〇〇科	人/日	人	1: 耐火構造 2: 準耐火構造 3: 非耐火構造	1: 不燃 2: 準不燃 3: 難燃 4: その他	回/年	1: 有 2: 無	1: 有 2: 無	1: 有 2: 無
①															
②															
③															

<補助申請額> ※上記アルファベットの施設名(棟名)の申請額を各々記載すること(行が不足する場合には適宜追加すること)

スプリンクラー設置実支出(予定)額 (A)	対象整備面積 (B) <small>※小数点第1位四捨五入</small>	基準単価 (C)	補助基準額 (D)=(B)×(C)	補助申請額 (A)・(D)少ない方の額 <small>※千円未満端数切り捨て</small>
① 0 円	0 ㎡	17,500円/㎡	0 円	0 円
② 0 円	0 ㎡	17,500円/㎡	0 円	0 円
③ 0 円	0 ㎡	17,500円/㎡	0 円	0 円

3. 自動火災報知設備及び火災通報装置の整備

※複数棟所有の施設に関しては、病床数の最も多い棟を代表として下記事項を記載すること

補助区分	病床数 (助産所にあつては入所施設のベッド)	収容人員	延べ床面積(施設(棟)全体)	主な診療科	一日平均入院患者数(直近の報告)	夜間の職員実配置人数	棟の建築構造	内装の仕上げ	消火訓練及び避難訓練の実施回数	避難誘導灯及び避難誘導標識の有無	消火器の有無	自動火災報知設備の有無
	床	人	㎡	〇〇科	人/日	人	1: 耐火構造 2: 準耐火構造 3: 非耐火構造	1: 不燃 2: 準不燃 3: 難燃 4: その他	回/年	1: 有 2: 無	1: 有 2: 無	1: 有 2: 無
自動火災報知設備												
火災通報装置												

<補助申請額>

	対象経費の実支出(予定)額 (A)	非常通報機能の有無	基準額 (B)	補助申請額 (A)・(B)少ない方の額 <small>※千円未満端数切り捨て</small>
自動火災報知設備	0 円	有	1,030,000 円	0 円
火災通報装置 <small>※火災通報装置に警察等へ通報される非常通報装置機能も兼ね備える機器を整備する場合には68,000円を加算した金額を基準額とする。</small>	0 円	有	310,000 円	0 円
			378,000 円※	

(注) 対象面積が読み取れる整備図面・対象経費の実支出予定額の根拠となる見積り書(工事内訳書含む)を合わせて提出すること
また補助区分(スプリンクラー(棟ごと)・自動火災報知設備・火災通報装置)ごとに整備図面・見積り書を分けて提出すること

スプリンクラー等施設整備事業計画書

計画年度	26年度
------	------

※収容人員の算定は、
1. 医師、看護師等従業員の数、
2. 病床の数、
3. 待合室の床面積の合計を3㎡で除した数
この3つを合算したものを。

施設の種別(○をつける)			
有床診療所	病院	有床歯科診療所	助産所(入所施設を有する)
施設名	団体名(開設者)		所在地
〇〇診療所	厚労太郎		東京都千代田区111-1

棟内での配備状況(申請時時点)を記載

棟内での配備状況(申請時時点)を記載

棟内で配備状況(申請時時点)を記載

1. 整備事業計画概要

スプリンクラー(パッケージ型自動消火設備)設置にかかる工事費又は工事請負費

スプリンクラー等施設整備事業期間

着工 平成 26年 8月 1日 竣工 平成 26年 10月 1日

棟全体における延べ床面積

スプリンクラー設置対象となる整備部分の状況(申請時時点)を記載

2. スプリンクラー施設の整備 ※複数棟申請がある場合には棟名ごとに記載(行が不足する場合には適宜行を追加すること)

施設名(棟名)	整備するスプリンクラー等の種別	スプリンクラー整備面積 ※小数点第1位四捨五入	対象経費の実支出(予定)額	病床数 (助産所にあつては入所施設のベッド数)	収容人員	延べ床面積 (施設(棟)全体)	主な診療科	一日平均入院患者数 (直近の報告)	夜間の職員実配置人数	棟の建築構造	内装の仕上げ	消火訓練及び避難訓練の実施回数	避難誘導灯及び避難誘導標識の有無	消火器の有無	自動火災報知設備の有無
	1: 通常型スプリンクラー 2: 水道連結型スプリンクラー 3: パッケージ型自動消火設備	㎡	千円	床	人	㎡	〇〇科	人/日	人	1: 耐火構造 2: 準耐火構造 3: 非耐火構造	1: 不燃 2: 準不燃 3: 難燃 4: その他	回/年	1: 有 2: 無	1: 有 2: 無	1: 有 2: 無
① 〇〇診療所	1	200	5,000	10	40	280	内科	50	0	1	1	1	1	1	2
②															
③															

<補助申請額> ※上記アルファベットの施設名(棟名)の申請額を各々記載すること(行が不足する場合には適宜追加すること)

スプリンクラー設置実支出(予定)額(A)	対象整備面積(B) ※小数点第1位四捨五入	基準単価(C)	補助基準額(D) = (B) × (C)	補助申請額(A)・(D)少ない方の額 ※千円未満端数切り捨て
① 5,000,000 円	200 ㎡	17,500円/㎡	3,400,000 円	3,400,000 円
② 0 円	0 ㎡	17,500円/㎡	0 円	0 円
③ 0 円	0 ㎡	17,500円/㎡	0 円	0 円

3. 自動火災報知設備及び火災通報装置の整備 ※複数棟所有の施設に関しては、病床数の最も多い棟を代表として下記事項を記載すること

補助区分	病床数 (助産所にあつては入所施設のベッド数)	収容人員	延べ床面積 (施設(棟)全体)	主な診療科	一日平均入院患者数 (直近の報告)	夜間の職員実配置人数	棟の建築構造	内装の仕上げ	消火訓練及び避難訓練の実施回数	避難誘導灯及び避難誘導標識の有無	消火器の有無	自動火災報知設備の有無
	床	人	㎡	〇〇科	人/日	人	1: 耐火構造 2: 準耐火構造 3: 非耐火構造	1: 不燃 2: 準不燃 3: 難燃 4: その他	回/年	1: 有 2: 無	1: 有 2: 無	1: 有 2: 無
自動火災報知設備	※上記と同様											
火災通報装置	プルダウンメニューより有無を選択											

<補助申請額>

	対象経費の実支出(予定)額(A)	非常通報機能の有無	基準額(B)	補助申請額(A)・(B)少ない方の額 ※千円未満端数切り捨て
自動火災報知設備	0 円		1,030,000 円	0 円
火災通報装置 ※火災通報装置に警察等へ通報される非常通報装置機能も兼ね備える機器を整備する場合には68,000円を加算した金額を基準額とする。	0 円	有	310,000 円 378,000 円※	0 円

(注) 対象面積が読み取れる整備図面・対象経費の実支出予定額の根拠となる見積り書(工事内訳書含む)をあわせて提出すること
また補助区分(スプリンクラー(棟ごと)・自動火災報知設備・火災通報装置)ごとに整備図面・見積り書を分けて提出すること

スプリンクラー等施設整備事業計画書

計画年度	26年度
------	------

施設の種別(○をつける)		
有床診療所 <input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/> 病院	有床歯科診療所 <input type="radio"/> 助産所(入所施設を有する) <input type="radio"/>
施設名	団体名(開業者)	所在地
〇〇病院	医療法人〇〇会	東京都千代田区222-2

1. 整備事業計画概要

整備事業期間	スプリンクラー等施設整備事業期間	
	着工 内示後即着手	竣工 着工後約3ヶ月後

2. スプリンクラー施設の整備

※複数棟申請がある場合には棟名ごとに記載(行が不足する場合には適宜行を追加すること)

施設名(棟名)	整備するスプリンクラー等の種別	スプリンクラー整備面積 <small>(※小数点第1位四捨五入)</small>	対象経費の実支出(予定)額	病床数 (助産所にあつては入所施設のベッド数)	収容人員	延べ床面積 (施設(棟)全体)	主な診療科	一日平均入院患者数 (直近の報告)	夜間の職員実配置人数	棟の建築構造	内装の仕上げ	消火訓練及び避難訓練の実施回数	避難誘導灯及び避難誘導標識の有無	消火器の有無	自動火災報知設備の有無
	1: 通常型スプリンクラー 2: 水道連結型スプリンクラー 3: パッケージ型自動消火設備	㎡	千円	床	人	㎡	〇〇科	人/日	人	1: 耐火構造 2: 準耐火構造 3: 非耐火構造	1: 不燃 2: 準不燃 3: 難燃 4: その他	回/年	1: 有 2: 無	1: 有 2: 無	1: 有 2: 無
① 〇〇病院A棟	1	2500	40,000	40	200	2800	外科	100	3	1	1	1	1	1	2
② 〇〇病院B棟	1	2000	35,000	30	180	2500	精神科	100	2	2	3	1	1	1	1
③ 〇〇病院C棟	3	800	16,000	20	75	950	小児科	100	2	2	3	1	2	1	2

<補助申請額> ※上記アルファベットの施設名(棟名)の申請額を各々記載すること(行が不足する場合には適宜追加すること)

スプリンクラー設置実支出(予定)額 (A)	対象整備面積 (B) <small>(※小数点第1位四捨五入)</small>	基準単価 (C)	補助基準額 (D) = (B) × (C)	補助申請額 (A)・(D)少ない方の額 <small>(※千円未満端数切り捨て)</small>
① 40,000,000 円	2,500 ㎡	17,500円/㎡	42,500,000 円	40,000,000 円
② 35,000,000 円	2,000 ㎡	17,500円/㎡	34,000,000 円	34,000,000 円
③ 16,000,000 円	800 ㎡	17,500円/㎡	13,600,000 円	13,600,000 円

3. 自動火災報知設備及び火災通報装置の整備

※複数棟所有の施設に関しては、病床数の最も多い棟を代表として下記事項を記載すること

補助区分	病床数 (助産所にあつては入所施設のベッド数)	収容人員	延べ床面積 (施設(棟)全体)	主な診療科	一日平均入院患者数 (直近の報告)	夜間の職員実配置人数	棟の建築構造	内装の仕上げ	消火訓練及び避難訓練の実施回数	避難誘導灯及び避難誘導標識の有無	消火器の有無	自動火災報知設備の有無
	床	人	㎡	〇〇科	人/日	人	1: 耐火構造 2: 準耐火構造 3: 非耐火構造	1: 不燃 2: 準不燃 3: 難燃 4: その他	回/年	1: 有 2: 無	1: 有 2: 無	1: 有 2: 無
自動火災報知設備												
火災通報装置												

<補助申請額>

	対象経費の実支出(予定)額 (A)	非常通報機能の有無	基準額 (B)	補助申請額 (A)・(B)少ない方の額 <small>(※千円未満端数切り捨て)</small>
自動火災報知設備	0 円	有	1,030,000 円	0 円
火災通報装置 <small>※火災通報装置に警報等へ通報される非常通報装置機能も兼ね備える機器を整備する場合には68,000円を加算した金額を基準額とする。</small>	0 円	有	310,000 円 378,000 円※	0 円

(注)対象面積が読み取れる整備図面・対象経費の実支出予定額の根拠となる見積り書(工事内訳書含む)をあわせて提出すること
また補助区分(スプリンクラー(棟ごと)・自動火災報知設備・火災通報装置)ごとに整備図面・見積り書を分けて提出すること

スプリンクラー等施設整備事業計画書

計画年度	26年度
------	------

施設の種別(○をつける)		
有床診療所	○ 病院	有床歯科診療所 助産所(入所施設を有する)
施設名	団体名(開業者)	所在地
〇〇病院	医療法人〇〇会	東京都千代田区333-3

1. 整備事業計画概要

整備事業期間	スプリンクラー等施設整備事業期間	
	着工 内示後即着手	竣工 着工後約1ヶ月後

2. スプリンクラー施設の整備

※複数棟申請がある場合には棟名ごとに記載(行が不足する場合には適宜行を追加すること)

施設名(棟名)	整備するスプリンクラー等の種別	スプリンクラー整備面積 <small>(※小数点第1位四捨五入)</small>	対象経費の実支出(予定)額	病床数 (助産所にあつては入所施設のベッド数)	収容人員	延べ床面積 (施設(棟)全体)	主な診療科	一日平均入院患者数 (直近の報告)	夜間の職員実配置人数	棟の建築構造	内装の仕上げ	消火訓練及び避難訓練の実施回数	避難誘導灯及び避難誘導標識の有無	消火器の有無	自動火災報知設備の有無
	1: 通常型スプリンクラー 2: 水道連結型スプリンクラー 3: パッケージ型自動消火設備	㎡	千円	床	人	㎡	〇〇科	人/日	人	1: 耐火構造 2: 準耐火構造 3: 非耐火構造	1: 不燃 2: 準不燃 3: 難燃 4: その他	回/年	1: 有 2: 無	1: 有 2: 無	1: 有 2: 無
①															
②															
③															

<補助申請額> ※上記アルファベットの施設名(棟名)の申請額を各々記載すること(行が不足する場合には適宜追加すること)

スプリンクラー設置実支出(予定)額 (A)	対象整備面積 (B) <small>(※小数点第1位四捨五入)</small>	基準単価 (C)	補助基準額 (D) = (B) × (C)	補助申請額 (A)・(D) 少ない方の額 <small>(※千円未満端数切り捨て)</small>
① 0 円	0 ㎡	17,500円/㎡	0 円	0 円
② 0 円	0 ㎡	17,500円/㎡	0 円	0 円
③ 0 円	0 ㎡	17,500円/㎡	0 円	0 円

3. 自動火災報知設備及び火災通報装置の整備

※複数棟所有の施設に関しては、病床数の最も多い棟を代表として下記事項を記載すること

補助区分	病床数 (助産所にあつては入所施設のベッド数)	収容人員	延べ床面積 (施設(棟)全体)	主な診療科	一日平均入院患者数 (直近の報告)	夜間の職員実配置人数	棟の建築構造	内装の仕上げ	消火訓練及び避難訓練の実施回数	避難誘導灯及び避難誘導標識の有無	消火器の有無	自動火災報知設備の有無
	床	人	㎡	〇〇科	人/日	人	1: 耐火構造 2: 準耐火構造 3: 非耐火構造	1: 不燃 2: 準不燃 3: 難燃 4: その他	回/年	1: 有 2: 無	1: 有 2: 無	1: 有 2: 無
自動火災報知設備	20	30	280	内科	50	1	1	1	1	1	1	2
火災通報装置	※上記と同様											

<補助申請額>

	対象経費の実支出(予定)額 (A)	非常通報機能の有無	基準額 (B)	補助申請額 (A)・(B) 少ない方の額 <small>(※千円未満端数切り捨て)</small>
自動火災報知設備	0 円	/	1,030,000 円	0 円
火災通報装置 <small>※火災通報装置に警報等へ通報される非常通報装置機能も兼ね備える機器を整備する場合には68,000円を加算した金額を基準額とする。</small>	0 円	有	310,000 円 378,000 円※	0 円

(注) 対象面積が読み取れる整備図面・対象経費の実支出予定額の根拠となる見積り書(工事内訳書含む)をあわせて提出すること
また補助区分(スプリンクラー(棟ごと)・自動火災報知設備・火災通報装置)ごとに整備図面・見積り書を分けて提出すること

(案)

別紙

医療施設等**施設**整備費補助金交付要綱新旧対照表

改正後	改正前
<p>厚生省発医第137号 昭和54年7月27日 <u>最終改正厚生労働省発医政0000第0号</u> <u>平成28年〇月〇日</u></p>	<p>厚生省発医第137号 昭和54年7月27日 <u>最終改正厚生労働省発医政0601第3号</u> <u>平成28年6月1日</u></p>
<p>医療施設等施設整備費補助金交付要綱</p>	<p>医療施設等施設整備費補助金交付要綱</p>
<p>1～2 (略)</p>	<p>1～2 (略)</p>
<p>(交付の対象)</p>	<p>(交付の対象)</p>
<p>3 (1)～(9) (略)</p>	<p>3 (1)～(9) (略)</p>
<p><u>(10) 分娩取扱施設施設整備事業</u> <u>平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。</u> <u>ア 都道府県が行う分娩取扱施設施設整備事業</u> <u>イ 次に掲げる者が行う分娩取扱施設施設整備事業に対して都道府県が補助する事業</u> <u>(ア)市町村等 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会</u> <u>(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会</u> <u>(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者</u></p>	<p>(10) (略)</p>
<p><u>(11)</u> (略)</p>	<p>(11) (略)</p>
<p><u>(12)</u> (略)</p>	<p>(12) (略)</p>
<p><u>(13)</u> (略)</p>	<p>(13) (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>(14)</u> (略)</p> <p><u>(15) 医療機関における外国人患者受入環境施設整備事業</u> <u>平成26年11月25日医政発1125第17号厚生労働省医政局長通知「医療機関における外国人患者受入環境整備推進事業の実施について」の別添「医療機関における外国人患者受入環境整備推進事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医療機関における外国人患者受入環境施設整備事業</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>5 この補助金の交付額は、次の(1)から<u>(8)</u>により算出された額とする。 ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業</p> <p>(1) ア 都道府県が行うへき地診療所の施設整備事業</p> <p>(2) ア 都道府県が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業</p> <p>(3) ア 都道府県が行うへき地保健指導所の施設整備事業</p> <p>(4) 研修医のための研修施設整備事業</p> <p>(5) 臨床研修病院施設整備事業</p> <p>(6) ア 都道府県が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業</p> <p>(8) ア 都道府県が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業</p> <p>(9) ア 都道府県が行う産科医療機関施設整備事業</p> <p><u>(10) ア 都道府県が行う分娩取扱施設施設整備事業</u></p>	<p><u>(13)</u> (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>5 この補助金の交付額は、次の(1)から<u>(7)</u>により算出された額とする。 ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。</p> <p>(1) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業</p> <p>(1) ア 都道府県が行うへき地診療所の施設整備事業</p> <p>(2) ア 都道府県が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業</p> <p>(3) ア 都道府県が行うへき地保健指導所の施設整備事業</p> <p>(4) 研修医のための研修施設整備事業</p> <p>(5) 臨床研修病院施設整備事業</p> <p>(6) ア 都道府県が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業</p> <p>(8) ア 都道府県が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業</p> <p>(9) ア 都道府県が行う産科医療機関施設整備事業</p>

改正後	改正前
<p><u>(11) ア</u> 都道府県が行う死亡時画像診断システム等施設整備事業</p> <p><u>(13) ア</u> 都道府県が行う南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業</p> <p>ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業</p> <p>(7) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業</p> <p>(8) イ 都道府県が補助する離島等患者宿泊施設施設整備事業</p> <p>ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</p> <p>(4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業</p> <p>(1) イ 都道府県が補助するへき地診療所の施設整備事業</p> <p>(3) イ 都道府県が補助するへき地保健指導所の施設整備事業</p> <p><u>(9) イ 都道府県が補助する産科医療機関施設整備事業</u></p> <p><u>(10) イ 都道府県が補助する分娩取扱施設施設整備事業</u></p>	<p><u>(10) ア</u> 都道府県が行う死亡時画像診断システム等施設整備事業</p> <p><u>(12) ア</u> 都道府県が行う南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業</p> <p>ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業</p> <p>(7) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業</p> <p>(8) イ 都道府県が補助する離島等患者宿泊施設施設整備事業</p> <p><u>(9) イ 都道府県が補助する産科医療機関施設整備事業</u></p> <p>ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</p> <p>(4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業</p> <p>(1) イ 都道府県が補助するへき地診療所の施設整備事業</p> <p>(3) イ 都道府県が補助するへき地保健指導所の施設整備事業</p>

改正後	改正前
<p><u>(11)</u> イ 都道府県が補助する死亡時画像診断システム等施設整備事業</p> <p><u>(13)</u> イ 都道府県が補助する南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業</p> <p><u>(14)</u> 院内感染対策施設整備事業</p> <p>ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業</p> <p><u>(12)</u> ア 都道府県が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業</p> <p>ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。</p> <p>(7) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業</p> <p><u>(12)</u> イ 都道府県が補助する有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業</p> <p>ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額の合計額を交付額とする。</p>	<p><u>(10)</u> イ 都道府県が補助する死亡時画像診断システム等施設整備事業</p> <p><u>(12)</u> イ 都道府県が補助する南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業</p> <p><u>(13)</u> 院内感染対策施設整備事業</p> <p>ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業</p> <p><u>(11)</u> ア 都道府県が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業</p> <p>ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。</p> <p>(7) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業</p> <p><u>(11)</u> イ 都道府県が補助する有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業</p> <p>ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額の合計額を交付額とする。</p>

改正後					改正前				
<p>(8) 3 <u>交付の対象事業のうち次に掲げる事業</u></p> <p>(15) <u>医療機関における外国人患者受入環境施設整備事業</u></p> <p>ア <u>次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</u></p> <p>イ <u>アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</u></p>									
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
へき地 診療所 施設整 備事 業	(略)	(略)	(略)	(略)	へき地 診療所 施設整 備事 業	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)					
過疎地 域等特 定診療 所施設 整備事 業	(略)	(略)	(略)	(略)	過疎地 域等特 定診療 所施設 整備事 業	(略)	(略)	(略)	(略)
へき地 保健指 導所施 設整備 事業	(略)	(略)	(略)	(略)	へき地 保健指 導所施 設整備 事業	(略)	(略)	(略)	(略)
研修医 のため	(略)	(略)	(略)	(略)	研修医 のため	(略)	(略)	(略)	(略)

改正後					改正前				
の研修 施設整 備事業					の研修 施設整 備事業				
臨床研 修病院 施設整 備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	臨床研 修病院 施設整 備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
へき地 医療拠 点病院 施設整 備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	へき地 医療拠 点病院 施設整 備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
医師臨 床研修 病院研 修医環 境整備 事業	(略)	(略)	(略)	(略)	医師臨 床研修 病院研 修医環 境整備 事業	(略)	(略)	(略)	(略)
離島等 患者宿 泊施設 施設整 備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	離島等 患者宿 泊施設 施設整 備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
産科医療 機関施設 整備事業	次に掲げる基準 面積に別表に定め る単価を乗じた額	(略)	<u>2分の1</u>	1か所につき <u>1,000千円</u>	産科医療 機関施設 整備事業	次に掲げる基準 面積に別表に定め る単価を乗じた額	(略)	<u>3分の1</u>	1か所につき <u>666千円</u>

改正後					改正前				
	とする。 基準面積 (1) 診療部門 194 m ² (2) (略)					とする。 基準面積 (1) 診療部門 30 m ² (2) (略)			
分娩取扱 施設施設 整備事業	次に掲げる基準 面積に別表に定め る単価を乗じた額 とする。 基準面積 (1) 分娩室、病 室、入所室等 194 m ² (2) 宿泊施設 室数×40 m ² (ただし2室を限 度とする。)	分娩取扱施設として必要な 次の各部門の新築、増築、改築 及び改修に要する工事費又は 工事請負費 (1) 分娩室、病室、入所室等 (2) 宿泊施設	2分の1	1か所につき 1,000千円					
死亡時画 像診断シ ステム等 施設整備 事業	(略)	(略)	(略)	(略)	死亡時画 像診断シ ステム等 施設整備 事業	(略)	(略)	(略)	(略)
有床診療 所等スプ	(略) (略)	(略) (略)	(略)	(略)	有床診療 所等スプ	(略) (略)	(略) (略)	(略)	(略)

改正後					改正前				
リンクラ 一等施設 整備事業	火災通報装置を 新設する場合 <u>1施設当たり310 千円とし、非常通 報装置としての機 能を併せ持つもの を整備する場合は 68千円を加算す る。</u>	(略)			リンクラ 一等施設 整備事業	火災通報装置を 新設する場合 <u>1施設当たり 310千円</u>	(略)		
南海トラ フ地震に 係る津波 避難対策 緊急事業	(略)	(略)	(略)	(略)	南海トラ フ地震に 係る津波 避難対策 緊急事業	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)				(略)	(略)		
院内感染 対策施設 整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)	院内感染 対策施設 整備事業	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>医療機関 における 外国人患 者受入環 境施設整 備事業</u>	<u>1施設当たり 100,000千円</u>	<u>外国人患者を受入れる医療 機関における案内表示多言語 化(施設整備と一体となる大規 模なもの)、病室、手術室及び 廊下等の拡充整備等に必要な 工事費又は工事請負費</u>	<u>2分の1</u>	<u>一</u>					
(注) (略)					(注) (略)				

改正後							改正前								
6～15（略）							6～15（略）								
別表 地域別1平方メートル当たり単価表（単位：円）							別表 地域別1平方メートル当たり単価表（単位：円）								
施設の名称	種目等	構造別	地域区分				施設の名称	種目等	構造別	地域区分					
			A	B	C	D				A	B	C	D		
へき地診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	(略)	(略)	(略)	(略)	へき地診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	(略)	(略)	(略)	(略)		
		ブロック	(略)	(略)	(略)	(略)			離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	(略)	(略)	(略)	(略)	
		木造	(略)	(略)	(略)	(略)				ブロック	(略)	(略)	(略)	(略)	
	鉄筋コンクリート	(略)	(略)	(略)	(略)	木造		(略)		(略)	(略)	(略)			
	過疎地域等特定診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	(略)	(略)	(略)		(略)	過疎地域等特定診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	(略)	(略)	(略)	(略)
			ブロック	(略)	(略)	(略)		(略)			離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	(略)	(略)	(略)
木造			(略)	(略)	(略)	(略)	ブロック	(略)				(略)	(略)	(略)	
鉄筋コンクリート	(略)	(略)	(略)	(略)	木造	(略)	(略)	(略)	(略)						
研修医のための研修施設		鉄筋コンクリート	(略)	(略)	(略)	(略)	研修医のための研修施設		鉄筋コンクリート	(略)	(略)	(略)	(略)		
		ブロック	(略)	(略)	(略)	(略)			ブロック	(略)	(略)	(略)	(略)		
		木造	(略)	(略)	(略)	(略)			木造	(略)	(略)	(略)	(略)		
へき地保健指導所	一般地区	鉄筋コンクリート	(略)	(略)	(略)	(略)	へき地保健指導所	一般地区	鉄筋コンクリート	(略)	(略)	(略)	(略)		
		ブロック	(略)	(略)	(略)	(略)			ブロック	(略)	(略)	(略)	(略)		
		木造	(略)	(略)	(略)	(略)			木造	(略)	(略)	(略)	(略)		
	鉄筋コンクリート	(略)	(略)	(略)	(略)	離島豪雪地区		鉄筋コンクリート	(略)	(略)	(略)	(略)			
	ブロック	(略)	(略)	(略)	(略)			ブロック	(略)	(略)	(略)	(略)			

改正後							改正前						
	地 区	木造	(略)	(略)	(略)	(略)		地 区	木造	(略)	(略)	(略)	(略)
臨床研修病院		鉄筋コンクリート	(略)	(略)	(略)	(略)	臨床研修病院		鉄筋コンクリート	(略)	(略)	(略)	(略)
		ブロック	(略)	(略)	(略)	(略)			ブロック	(略)	(略)	(略)	(略)
へき地医療 拠点病院	病 棟	鉄筋コンクリート	(略)	(略)	(略)	(略)	へき地医療 拠点病院	病 棟	鉄筋コンクリート	(略)	(略)	(略)	(略)
		ブロック	(略)	(略)	(略)	(略)			ブロック	(略)	(略)	(略)	(略)
	診療棟	鉄筋コンクリート	(略)	(略)	(略)	(略)		診療棟	鉄筋コンクリート	(略)	(略)	(略)	(略)
		ブロック	(略)	(略)	(略)	(略)			ブロック	(略)	(略)	(略)	(略)
	医 師 住 宅	鉄筋コンクリート	(略)	(略)	(略)	(略)		医 師 住 宅	鉄筋コンクリート	(略)	(略)	(略)	(略)
		ブロック	(略)	(略)	(略)	(略)			ブロック	(略)	(略)	(略)	(略)
木造		(略)	(略)	(略)	(略)	木造	(略)		(略)	(略)	(略)		
医師臨床研修病院 研修医環境整備		鉄筋コンクリート	(略)	(略)	(略)	(略)	医師臨床研修病院 研修医環境整備		鉄筋コンクリート	(略)	(略)	(略)	(略)
		ブロック	(略)	(略)	(略)	(略)			ブロック	(略)	(略)	(略)	(略)
		木造	(略)	(略)	(略)	(略)			木造	(略)	(略)	(略)	(略)
産科医療機関	診 療 部 門	鉄筋コンクリート	(略)	(略)	(略)	(略)	産科医療機関	診 療 部 門	鉄筋コンクリート	(略)	(略)	(略)	(略)
		ブロック	(略)	(略)	(略)	(略)			ブロック	(略)	(略)	(略)	(略)
		木造	(略)	(略)	(略)	(略)			木造	(略)	(略)	(略)	(略)
	宿 泊 施 設	鉄筋コンクリート	(略)	(略)	(略)	(略)		宿 泊 施 設	鉄筋コンクリート	(略)	(略)	(略)	(略)
		ブロック	(略)	(略)	(略)	(略)			ブロック	(略)	(略)	(略)	(略)
		木造	(略)	(略)	(略)	(略)			木造	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>分娩取扱施設</u>	<u>分娩室、</u>	<u>鉄筋コンクリート</u>	<u>195,000</u>	<u>185,600</u>	<u>176,300</u>	<u>167,000</u>							
	<u>病室、</u>	<u>ブロック</u>	<u>170,000</u>	<u>161,800</u>	<u>153,600</u>	<u>145,600</u>							
	<u>入所室等</u>	<u>木造</u>	<u>195,000</u>	<u>185,600</u>	<u>176,300</u>	<u>167,000</u>							
	<u>宿 泊 施 設</u>	<u>鉄筋コンクリート</u>	<u>217,500</u>	<u>207,200</u>	<u>196,700</u>	<u>186,400</u>							
		<u>ブロック</u>	<u>189,800</u>	<u>180,700</u>	<u>171,500</u>	<u>162,600</u>							
		<u>木造</u>	<u>217,500</u>	<u>207,200</u>	<u>196,700</u>	<u>186,400</u>							

改正後							改正前						
死亡時画像診断 システム等施設整備		鉄筋コンクリート	(略)	(略)	(略)	(略)	死亡時画像診断 システム等施設整備		鉄筋コンクリート	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>(注) 1～4 (略)</p> <p>第1号様式 (略)</p> <p>第2号様式 別紙(1) 経費所要額調 (注) 1～3 (略)</p> <p>4 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。 (1) 交付要綱5 (交付額の算定方法) (1)、(6) <u>及び(8)</u> に掲げる事業… (C) と (F) とを比較して少ない方の額 (2)～(5) (略)</p> <p>5 「国庫補助所要額」欄は、次により記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てるものとする。 (1) 交付要綱5 (1) <u>及び(8)</u> に掲げる事業… (H) 欄に記載された額に補助率を乗じて得た額 (2)～(4) 略</p> <p>第2号様式 別紙(2) (略)</p> <p>第3号様式～第8号様式 (略)</p>							<p>(注) 1～4 (略)</p> <p>第1号様式 (略)</p> <p>第2号様式 別紙(1) 経費所要額調 (注) 1～3 (略)</p> <p>4 「国庫補助基本額」欄は、次により記入すること。 (1) 交付要綱5 (交付額の算定方法) (1) 及び(6) に掲げる事業… (C) と (F) とを比較して少ない方の額 (2)～(5) (略)</p> <p>5 「国庫補助所要額」欄は、次により記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てるものとする。 (1) 交付要綱5 (1) に掲げる事業… (H) 欄に記載された額に補助率を乗じて得た額 (2)～(4) 略</p> <p>第2号様式 別紙(2) (略)</p> <p>第3号様式～第8号様式 (略)</p>						

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

平成29年度概算要求額 147.5億円
平成28年度補正予算額 149.8億円

平成25年に福岡市で発生した有床診療所の火災事故を踏まえ、医療機関等の入院患者の安全を確保するため、火災発生時の初期消火を行うスプリンクラー等の設置に対する支援を行う。

(1)スプリンクラー設置【基準額(定額) 17,500円/m²】

※注 H28.4~より全施設への設置が義務化された。(既存の施設への経過措置期間はH37.6.30まで)



(2)自動火災報知設備【基準額(定額) 1,030千円/施設】

火災によって生ずる熱、または煙を感知器で自動的に感知し、ベルなどを鳴動させることにより火災の発生を防火対象物の関係者に報知するもの

※注 H27.4~より全施設への設置が義務化された。(既存の施設への経過措置期間はH30.3.31まで)



(3)火災通報装置【基準額(定額) 310千円/施設】

※注 H28.4~より全施設への設置が義務化された。(既存の施設への経過措置期間はH31.3.31まで)

※注 火災が発生した場合、火災通報装置及び警察へ通報する非常通報装置が一体となった専用通報装置により、消防又は警察の機関へ通報する装置【基準額(定額) 378千円/施設】

○平成25年10月 福岡市の有床診療所で火災事故(死傷者15名)

○平成25年11月

消防庁において『有床診療所・病院火災対策検討部会』を立ち上げ、スプリンクラー設備の設置基準等に関し6回に渡り議論がなされ、平成26年7月「有床診療所・病院火災対策報告書」が取り纏められる。

当該報告書を踏まえ、平成26年10月に消防法令の改正(平成28年4月施行)が行われた。

○平成25年度補正予算

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業として101億円確保※

※101億円の予算に対し473億円の申請 ⇒ 有床診療所に94億円(604件)交付

○平成26年度補正予算

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業として192億円確保※

※192億円の予算に対し337億円の申請 ⇒ 有床診療所に123億円(667件)、病院等に65億円(208件)交付

○平成28年度予算

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業として92億円確保

※92億円の予算に対し232億円の申請 ⇒ 有床診療所に65億(354件)、病院等に25億円(79件)内示